

京都市訓令甲第 8 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第5福祉事務所長の項第2号、同表福祉事務所支援保護課長の項第6号及び同表福祉事務所保護課長の項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)